

- (6) 営み、報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事し、又は継続して三箇月をこえる期間滞在する意図をもつてカナダに入国することを希望するものについては、適用しない。
- (6) この査証の要件の免除は、有効なカナダ旅券を所持するカナダ市民であつて、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み、報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事し、又は継続して三箇月をこえる期間滞在する意図をもつて日本国に入国することを希望するものについては、適用しない。
- (7) 査証を取得することが要求される場合において査証が付与されるときは、その査証は、無料であるものとし、かつ、発給の日から十二箇月の期間内のいかなる回数の入国についても有効